

議案第 80 号

狭山市子ども医療費支給条例等の一部を改正する条例

(狭山市子ども医療費支給条例の一部改正)

第 1 条 狭山市子ども医療費支給条例（昭和 48 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 6 条の 4 第 1 項」を「第 6 条の 4」に改める。

(狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正)

第 2 条 狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成 4 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 6 条の 4 第 1 項」を「第 6 条の 4」に改める。

(狭山市心身障害者医療費支給条例の一部改正)

第 3 条 狭山市心身障害者医療費支給条例（昭和 49 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 3 号中「第 6 条の 4 第 1 項」を「第 6 条の 4」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 11 月 29 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

児童福祉法の改正に伴い、関係する条例について所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。